

事業者排出量削減計画書

		<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		平成24年 7月31日					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府南丹市園部町小椋町47番地		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 南丹市 南丹市長 佐々木 稔納 電話0771-68-0001					
主たる業種	市町村機関	細分類番号	9   8   2   1				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 2条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 2条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 2条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に、平成25年度の温室効果ガス排出量を3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	副市長を委員長とする「南丹市地球温暖化対策実行計画」推進委員会の指示のもと推進部会を中心に削減計画を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	5,337.7 トン	5,257.7 トン	5,177.4 トン	5,097.6 トン	-3.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,337.7 トン	5,234.8 トン	5,154.2 トン	5,074.1 トン	-3.4 パーセント	
目標の根拠		23年度中に本庁舎1棟が増えるが、日常的な取組やできるだけ設備更新などで最低限3.0%以上の削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	公共施設	事業活動に伴う排出の量 (人口/100)	15.39	15.16	14.92	14.69	-3.03 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		23年度中に本庁舎1棟が増えるが、日常的な取組やできる範囲の設備更新などで最低限3.0%以上の削減を目指す。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		0.0 ㊦	50.0 ㊦	55.0 ㊦	55.0 ㊦		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	機器の適正な運転管理に努める。職員一人ひとりの環境への意識を高め、省エネにつなげる。					
	(24)年度	機器の適正な運転管理に努める。職員一人ひとりの環境への意識を高め、省エネにつなげる。					
	(25)年度	機器の適正な運転管理に努める。職員一人ひとりの環境への意識を高め、省エネにつなげる。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	自転車通勤、公共交通機関利用等呼びかけ。					
	上記の措置を採用する理由	地域内の交通公共機関が充実していないため、可能な限り実施するように呼びかけることで留めている。あわせて自動車の使用時についてはエコドライブの徹底を呼びかけている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	15.3 トン	15.5 トン	15.7 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計		23.0 トン	23.3 トン	23.6 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	市内の公共施設、事業所等へグリーンカーテンの苗を配布。(平成21年～) イベント等での環境ブースの出展。廃食用油の回収。						
特記事項	原単位あたりの排出量の算出に誤りがあったため訂正						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。